

静岡市火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 条例一部改正案の名称

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

2 改正の趣旨

総務省消防庁では、焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクト（以下「排気ダクト」という。）の火災が例年一定数発生しているにもかかわらず、消防法令上の基準が定められていないこと等に鑑み、令和7年度に「厨房設備等の基準に関する検討部会」を開催し、報告書を取りまとめました。本報告書において、厨房設備及び器具は、使用環境や維持管理の状況によっては火災発生の要因となる可能性を有しており、特に全国的にも令和2年以降、上引き排気ダクトの火災件数が増加傾向にあることから、今後、排気ダクトの維持に関し、実態に即した安全かつ合理的な火災予防対策の運用が図られることが期待されるとされたことを踏まえ、火災予防条例(例)（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が改正されました。

これを踏まえ、本市においても火気器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理により火災発生を未然に防ぐため、次のように静岡市火災予防条例の一部を改正したいと考えています。

なお、具体的な管理方法については、上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用について（令和8年7月3日付け消防予第279号）で示された内容に基づき、調理により油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある火気器具の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等の適切な管理について、静岡市火災予防条例の運用基準において、別添のように定めたいと考えています。

3 条例一部改正（案）の内容

火気器具の適切な管理について（第26条、第27条、第28条及び第29条関係）

液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする調理に用いる器具について、既に定めている取扱いの基準に加え、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないことを規定するため、必要な改正を行います。

4 施行期日

令和9年4月1日を予定しています。

調理により油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある火気器具の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等の適切な管理について

1 上引き排気ダクト内にグリス除去装置及び火炎伝送防止装置（防火ダンパー）が設置されている場合

- （１）グリス除去装置は上引き排気ダクト下端の排気取入口と火炎伝送防止装置の間に設置され、かつ、グリス除去装置の下端が調理に用いる器具の火源から80センチメートル以上、1メートル以下の位置にあること。
- （２）グリス除去装置及び上引き排気ダクトのうち排気取入口からグリス除去装置までの部分（別図（１）①）は、営業日毎に目視等による点検及び清掃を行うこと。
- （３）上引き排気ダクトのうちグリス除去装置から火炎伝送防止装置までの部分及び火炎伝送防止装置から排気ファン側のおおむね1メートルの範囲までの部分（別図（１）②）は、目視等による点検を6か月に1回程度実施し、ダクト内に厚さ0.4ミリメートル程度の油脂等の付着が確認された場合は清掃を行うこと。

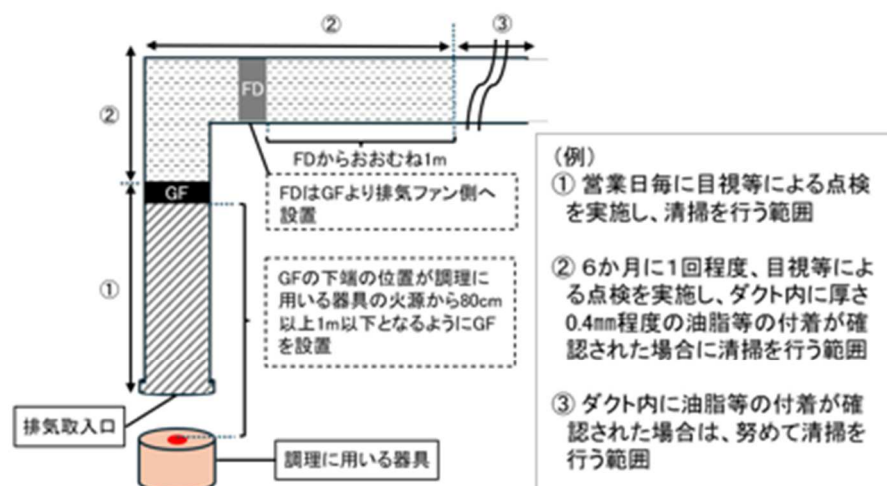
また、これ以外の部分（別図（１）③）についても、ダクト内に油脂等の付着が確認された場合は、努めて清掃を行うこと。

2 1以外の上引き排気ダクトの場合

- （１）上引き排気ダクトのうち調理に用いる器具の火源からおおむね1メートルの範囲までの部分（別図（２）①）は、営業日毎に目視等による点検及び清掃を行うこと。
- （２）上引き排気ダクトのうち上記（１）以外の部分（別図（２）②）は、調理により発生した油脂等が付着しないよう目視等による点検を1か月に1回程度実施し、ダクト内に厚さ0.4ミリメートル程度の油脂等の付着が確認された場合は清掃を行うこと。

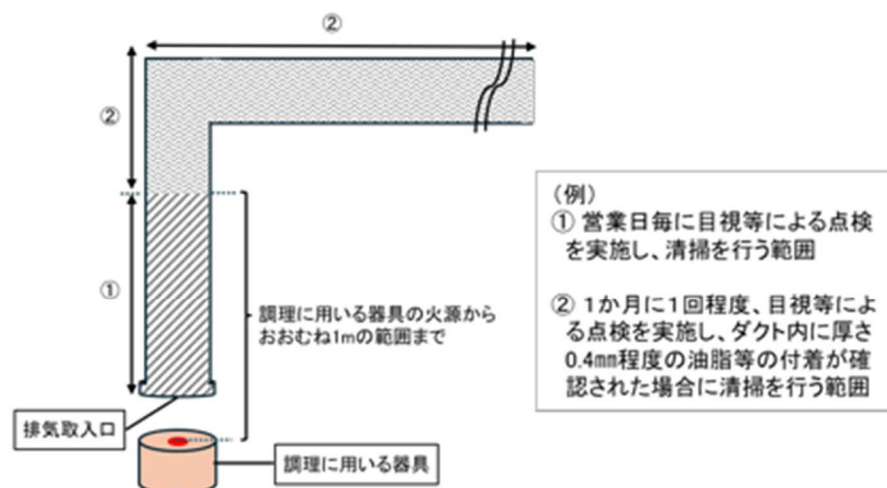
3 油脂等の厚さの確認方法は、目視又は専用のゲージによること。（別図（３））

(1) 上引き排気ダクト内にグリス除去装置及び火炎伝送防止装置が設置されている場合の清掃範囲



(2) (1)以外の場合の清掃範囲

※上引き排気ダクトのみを単体で設置した場合（下図）のほか、GF・FDが(1)以外の位置に設置されている場合又はどちらか一方のみ設置されている場合。



GF：グリス除去装置 FD：火炎伝送防止装置

(3) 油脂等の厚さの確認方法

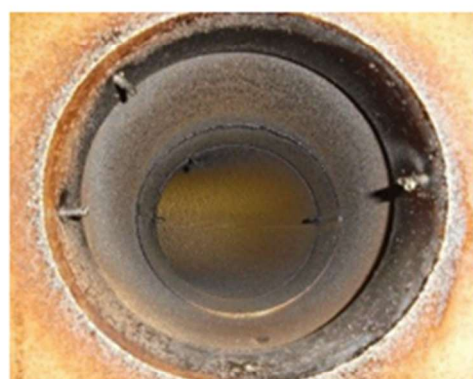
○ 目視の場合 (目安)



厚み 0.1 mm



厚み 1.0 mm



厚み 0.4 mm

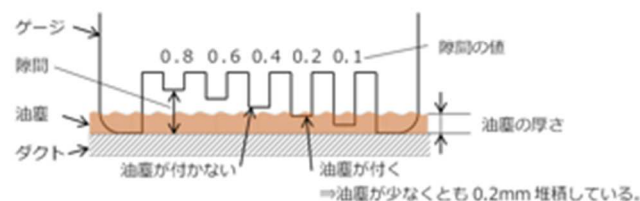
(出典：JADCA)

○ 専用ゲージを使用した場合

くし状の金属板で、高さの異なる隙間が空いており、油脂等の厚みを測定する面に対して垂直に押し当て、ダクトの内面に沿って半周程度動かし押し当てることで、堆積した油脂等の厚さを測定することができる。



専用ゲージ本体



測定イメージ